旅館を始める皆さんへ

北海道岩内保健所

旅館を営業する場合は、保健所に許可申請書を提出して、施設の検査を受けなければなりません。それを受けるに当たっては、次の事項に注意してください。

(1)	事前相談	施設の工事着工前に、施設の平面図等をお持ちになりご相談下さい。 開店までの大まかな日程の打ち合わせと提出書類の説明を行いますので、 以降の作業がスムーズに進みます。
(2)	申請	営業開始予定の約1カ月前～2週間程度前までに申請をしてください。 届出に当たっての必要事項は別紙を参照して下さい。
(3)	検査	施設が基準に適合しているか保健所職員が現地調査を行います。 この際に、申請書に添付した書類の内容と合っているか確認します。
(4)	確認証の交付	検査が終了し、法令上問題がなければ許可証を交付します。検査から交付までは3日から1週間ほど（閉庁日を除きます。）かかります。
(5)	開店	許可証を受け取った日から営業できます。

北海道岩内保健所　生活衛生課　主査(環境衛生)
045-0022　岩内郡岩内町字清住252-1
TEL　0135-62-1537
MAIL　iwanaiho.seikatsu1@pref.hokkaido.lg.jp

(作成日　R5.6.20)